

第1回門真市立弁天池公園指定管理者候補者選定委員会会議録

1. 開催日時 平成25年8月30日(金) 14:00~15:40
2. 場 所 門真市役所 本館3階 第8会議室
3. 出席委員 下村委員長、田中副委員長、相川委員、柳原委員、中野委員
4. 事務局 都市建設部 土木課

(事務局) それでは、定刻になりましたので、第1回門真市立弁天池公園指定管理者候補者選定委員会を開催させていただきます。

(事務局) それでは、ここで各委員を紹介させていただきます。

大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授 下村 泰彦 様でございます。

大阪工業大学 工学部 都市デザイン工学科 教授 田中 一成 様でございます。

公認会計士及び税理士の柳原経営会計事務所 柳原 健治 様でございます。

NPO 政策研究所 専務理事 相川 康子 様でございます。

門真市都市建設部長 中野 勝利でございます。

(事務局) 続きましては、事務局の職員につきましても紹介させていただきます。

私、都市建設部 土木課長の真砂幸弘でございます。

次に、土木課課長補佐の高橋です。

土木課維持補修グループの萬谷です。

土木課維持補修グループの山本です。

お手元の封筒に入っております、配布資料一覧表に表示している1から11までの資料を添付させていただいております。不足資料はありませんでしょうか。

(事務局) それでは、本日の案件に移らせていただきたいと思います。

まず、式次第2の「正副委員長の選出」を議題とさせていただきます。

配布資料の「門真市指定管理者候補者選定委員会設置要綱」におきまして、第9条で委員長及び副委員長を互選で定めることになっております。

選出にあたりましてはいかががいたしましょうか。

(委員) 事務局一任

(事務局) 只今、事務局一任の声がありましたが、事務局の私より指名させていただいてご異議ございませんか。

(各委員) 異議なし

(事務局) 異議なしの声、多数でございますので、指名させていただきます。

下村委員に委員長を、田中委員に副委員長をお願いしたいと存じます。よろしければ拍手でご賛同おねがいします。

(各委員) [拍手]

(事務局) ありがとうございます。それでは、委員長は下村委員に、副委員長は田中委員をお願いしたいと存じます。

(委員長) 誠に僭越ですが、委員長を仰せつかりました下村でございます。

ご存じのように指定管理者制度というのは地方自治法・地方の財政等によって各行政団体によって取り入れられている制度であります、大きな目標が2つございます。1つはこれまで行政が行ってきた公園管理の市民サービスの向上。もうひとつは費用の削減でございます。本市における対象となる公園の指定管理者を公平に選定していきたいと考えております。

(事務局) それでは、今後の議事運営を委員長に引き継ぎたいと思います。

委員長、よろしく申し上げます。

(委員長) それでは、私のほうで式次第に沿って会議を進めてまいりたいと存じます。

まず、式次第3の当委員会における会議の公開・非公開について議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

(事務局) 本市が定めております『門真市審議会等の公開に関する指針』におきましては、学識経験者等の外部委員が加わって構成され市の事務について審議、審査又は調査等を行う審議会等の会議は原則公開としており、本委員会もまた同様の扱いとなります。

しかしながら、一定要件を満たす場合は非公開とする事も出来る旨を定めるところであります。本委員会の会議につきましては、1点目として、公開する事により率直な意見交換が損なわれ、本委員会の任務である審議、審査及び調査等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないおそれがあること。

また2点目として、申請団体の技術情報や信用情報に係る機密内容が取りあげられる可能性があり、当該団体の競争上の地位、財産権、その他正当な利益を害するおそれがあることが考えられる。という2点の理由をもちまして、本委員会を非公開とすることが望ましいと考えております。

なお、本委員会の会議の記録につきましては、門真市情報公開条例に基づき不開示情報を除いて公開するものとなりますが、公表の方法につきましては、各回の会議終了後2週間以内に議事の要旨を公表するとともに、全ての会議が終了後、全体の会議録を公表するものいたします。

また、各委員の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開する事がありますので、ご了承いただきますようお願いいたします。
会議の記録につきましては、個々のお話ご意見を全て記録させていただくことから、会議録作成の正確性を期するため、会議中の録音をさせていただきます。

(委員長) 何かご意見はございませんか。

(各委員) なし

(委員長) ないようですので、非公開に決定してよろしいですか。

(各委員) 異議なし

(委員長) それでは、本委員会の会議は非公開と決定致します。

(委員長) つづきまして、式次第4の選定委員会の進め方について確認したいと思います。
事務局から説明願います。

(事務局) それでは、スケジュールについてであります。門真市立弁天池公園指定管理者候補者選定につきましては、応募要項を6月3日から6月28日まで配布し、7月10日の現地説明会、8月1日から8月9日までを申請期間として、1団体から申請書が提出されました。

第1回選定委員会開催日を本日の8月30日(金)、第2回選定委員会開催日を9月30日(月)の午後2時から、第3回選定委員会開催日を10月30日(水)を午後2時からの3回の開催予定で候補者の審議・審査・決定等を予定しております。

(事務局) 各回のご審議内容についてであります。本日の第1回選定委員会におきましては、この後、施設の概要等の説明、選定の審査基準等の確認を行う事と致したいと存じます。

なお、配布しております申請書抜粋等の申請関係書類につきましては、アンダーライン等加筆いただいても結構ですが、採点終了時に回収させていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

(事務局) 第一次審査は、各委員の持ち点数を 100 点とし、5 人分の得点を集計するものです。今回、1 団体の申請ではありますが、各委員の採点をお願いいたします。点数の集計は事務局で行い、第一次審査を通過した団体には、第二次審査の案内を送付する事となっております。

なお、応募要項に記載されている審査方法は複数団体の申請を前提としたものでございます。今回応募団体が一団体であったため、第一次審査の方法については、合格ラインとして、5 割を超える事とさせていただきます。

第 2 回選定委員会では、第一次審査通過団体によるプレゼンテーション及び質疑を実施します。まず、プレゼンテーションは事業計画書等の補足説明や特に強調したい点を、申請団体に 15 分以内で口頭説明してもらうもので、資料やフリップ及びパソコン等の機材を使う事は可能とします。その後質疑応答の時間として 25 分間を予定しております。

プレゼンテーションを踏まえ、指定管理者の候補者を選定していただきたいと考えております。なお、選定基準や具体的方法については、後ほど説明いたします。

(委員長) ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員) なし

(委員長) 会議、選定の方法及び進め方については、事務局からの説明のとおり決定してよろしいか。

(各委員) なし

(委員長) 続きまして、式次第 5 の施設の概要等の説明でございますが、門真市立弁天池公園の概要について事務局より説明願います。

(事務局) 「施設概要の説明」 募集要項資料 P 3 を説明

(委員長) ここまでで何か質問はございませんか。

(委員長) 公園の東側を流れる水路は公園敷地内に含まれるのでしょうか。

(事務局) 含まれません。対象外となります。

(委員長) 続きまして、募集要項の内容について説明願います。

(事務局) (指定管理者の業務の範囲及び処分権限について募集要項 P 4 を説明)

(指定管理料について募集要項 P 1 4 を説明)

指定管理にかかる金額につきましては、選定委員会に選定されました指定管理者候補団体が、申請時に提案のあった金額をもとに今年12月に開催されます市議会での指定決議を経て、市と指定管理者が締結する協定に於いて定めることとなります。指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までとしております。また、利用料金はございませんが、駐車場は有料となっております。

(委員長) これは指定管理者が自由に実施事業としてできることですか。

(事務局) そうすることになります。そのような設定も可能であります。

(委員長) 実施事業で経常された金額はペイバックせず、指定管理者の収入となることでよろしいのでしょうか。

(事務局) そのようになっております。

(委員) 自動販売機についてですが、募集要項では管理対象外となっておりますが、収入の財源になっている。どのように理解すればよいのか。

(事務局) 自動販売機は駐車場の横にあるものについては門真市の管理となっており、その他公園内にある3機については指定管理者の管理となります。

(委員) 公園内にあるものについては指定管理者が自由に利益とできるということですね。

(事務局) そうなります。

(委員長) 次に、式次第6の審査基準について議題といたします。申請団体から提出されました事業報告書及び収支計画書等について、書類審査をしていただくわけですが、具体の審査の基準について事務局から説明願います。

(事務局) お手元にお配りしております審査基準及び得点表は、門真市の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条第1項に規定する選定基準をもとに、施設の設置目的や特性を勘案して審査項目やその内容及び配点を想定した事務局案です。

指定管理者審査基準表につきましては、選定項目、審査項目、に分けており、審査

に際しての例示として掲げているものであり、その項目に限定するものではありません。

また、点数は選定項目の得点としますが、NO. 2、4の審査項目につきましては、配点を細分し、その得点を積み上げ、選定項目の得点といたします。NO. 3の審査項目につきましては、別紙資料の「指定管理料から経費の縮減に係る得点の算出方法について」の資料10をご覧ください。その算出方法で求められた得点を評価の得点と致します。この算出式であります。得点として、現在の管理料を今回の提示額で割りまして、配点20点を掛けて得点と致します。

評価は総合評価方式で行う為、上記式で求めた得点に選定委員数5人を乗じた得点が経費の縮減に係る総合得点となります。今回その算出式の中に代入しまして弃天池倶楽部の経費縮減に係る得点は17点となります。

また、NO. 4「管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか」の内、「安定的な運営が可能となる経理的基盤」10点の配点につきましては、公認会計士として専門的知識をお持ちの委員のみに採点をお願いし、その得点を各委員の採点として加算いたしたいと考えております。

各項目の得点の判断基準といたしましては、審査基準表にお示ししているAからEまでの内、Cを標準と考えるものとし、別紙評価レベル表を参照していただき、適していると思われるアルファベットに丸印をお願い致します。

そして、各審査項目の配点を評価レベル表の「配点に対する倍率」を乗じて得た点数を団体の得点として記入をお願いいたします。

この上記内容について、項目の加除、配点の見直し等のご意見があれば提案いただきたいと存じます。

(委員長) ご質問、ご意見はございませんか。

(委員) 第一次指定管理者審査基準表のNo. 4の①について、比較対象があれば優れている等の判断がしやすいが、今回応募団体が1社であるため回答方法が難しい。

(事務局) 経営面において継続的に維持管理・運営に携わっていただくだけの経理的な基準の妥当性で判断し、標準的であればC、充分ならばそれ以上、不明な点があれば低い判断でお願いしたい。

(委員) 各委員の方々に見せてから、反論がなければよしとすることにします。

(委員) 申請団体の収支計画書が毎年同じものである。施設管理計画の改修・整備の記述はメリハリがあり非常によいのだが、収支の上では計画が練られているのか矛盾を

感じる。

(委員長) そのあたりでの計画上妥当であるかが判断基準となる。

プレゼンテーションする前に意見交換をする場を設けてほしい。(プレゼンテーションの集計法、採点基準について)

各委員の意見を参考にしたい。プラスマイナスの加点をする場が必要である。

また、次回までに今回出た意見の集約もお願いしたい。

(事務局) 今回出ました意見を集約しまして、プレゼンテーション前までにメールにて送信致します。

(委員) 先程事務局の方から説明があったように、一次審査の合格ラインが設定されているが、申請書自体が整合しているかが審査の基準となる。

このようにして一次審査としての点数をつける。合格ラインに達していれば二次審査へ進む。二次審査の時には委員会としてこのような質疑があることを皆様からメールを頂き、これを集約した上でその時に質問の時間を設けて口頭で説明してもらい方が一般的ではないか。

(委員長) 事務局には意見を集約して整理してもらい、重複する部分についてはまとめてもらいたい。

(委員) 2点ほど質問があります。まず、以前の指定管理者はどこであったか。指定管理料を門真市から支払う時、消費税込みか抜きなのか。

(事務局) 以前の指定管理者は弁天池倶楽部です。消費税は込みの金額であります。

(委員) 増税があった場合、業務収支計画書の金額が変わることになるか。

(事務局) 質問票にあるように、消費税率の改定については、税率に変更があれば指定管理料も変更となります。

(委員) 京阪園芸の資産をみれば、日本では標準的な資本を持っている。また、事業報告書の4つ目の「会社の株式に関する事項」をみれば、株主が京阪電気鉄道㈱となっており、安定的と言える。

次に、門真園芸では京阪園芸よりも規模は小さくなるが自己資本は安定しているといえる。シルバー人材センターも同様である。

(委員長) 樹林地や芝生の草刈りの回数等や台風や大雨のイレギュラーが生じた場合についての公園の管理マニュアルの作成はあるのか。

通常、管理計画を作る場合には最低基準を示したものと、大雨等のイレギュラーが発生した場合の対応の基準が示されたものが高評価に繋がる。

実施計画表を見れば、今年度の実施回数が書かれているが、これが管理マニュアルに乗っ取った妥当な値であるのか。次回までに回答できる資料を用意して頂きたい。また、イレギュラーが不慮の災害が生じた場合、ここにはスタンバイすると書かれてあるが、それが何人であるのか、巡回の人数等も具体的に書かれている方がよい。

(事務局) 弁天池公園に特化した公園管理マニュアルはないが、これまで指定管理制度導入以前に個別で業務委託した際のデータを基に決めております。

(委員) 管理業務収支実績表は徴収されないのか。

(事務局) 事業活動報告書として提出頂いております。

(委員) 24年度の事業活動報告書を次回までに用意されたい。

(事務局) 用意しておきます。

(委員長) バラ園やショウブ園の管理には特殊な技術が必要であるが、資格等の技術を持った人員の確保が成されているのかの確認と、ヒアリングの際には専門的な配慮を行っている点の確認が必要である。

(委員) 外部の人も交えた運営会議の組織化や、地域住民との連携について特筆すべき点や、具体的にどのようなことをされているのかプレゼンテーションの際にはお聞きしたい。

施設事業計画書5「公園施設の効用を最大限に発揮させるための方策について」のニーズ把握の手法の中で直接の声かけやアンケート調査、利用実態調査を行うとありますが、どの範囲にするのかお聞きしたい。

また、4の(3)「平等な利用を図るための具体的な手法」として、市民、管理者、行政など様々な人が対等な立場で公園管理運営について考え実践する会議とあるが、これは5年間を通して定期的に行う位置づけなのか、それとも不定期に行うものかをお聞きしたい。

次に、募集要項のP11には「2-④利用者ニーズの傾向・分析への対応状況」や「4-①自己評価の実施」で利用者からの施設運営に関する意見を聴取するなど書かれて

います。応募書類にも利用者アンケートを行うとありますが、対象について利用者に限定するのか、周りの住民の方にするのか、ボランティア清掃も含むのか、公園のスタッフも含むのか明確にし、運営管理をどのように行っていくのか聞きたい。(組織化についてと市民の方との連携について)

(委員長) 次回の委員会について、5割を切った場合の次回の進め方と、5割を超えた場合の、プレゼンテーションを行う前に議論を行う場を設けること。ポイントをどこに置き、時間をどれくらい取るのかを決めておく。

2次審査に入った場合、1次審査の得点を加算するのも決めておくこと。

(事務局) 1次審査を通過すれば一度点数をリセットします。2次審査の通過基準は6割を超えることになる予定です。

(委員長) それでは、これより式次第7の第一次審査を行います。各委員に配布しております団体の申請書より施設事業計画書等の申請関係書類をご精査いただき、審査基準に従って評価をお願いいたします。記入につきましては、指定管理者審査基準表をご利用していただき、評価得点につきましては、一次審査結果個票(得点表)「委員採点用」に記入をお願いいたします。

(事務局) なお、慎重にご審査いただく事から、期限を9月6日といたしますので、期限までに事務局までメールにて提出していただきますよう、お願いいたします。

お渡しいたしました申請書抜粋資料ならびに今回配布いたしました資料につきましては、後日に全て回収させていただきますので、よろしくお願ひします。

(委員長) 最後に式次第8のその他であります、事務局何かございませんか。

(事務局) 第2回選定委員会の開催は9月30日(月)午後2時から別館3階第2会議室で行いたいと存じますのでよろしくお願ひします。

(委員長) それでは、これをもちまして第1回選定委員会を終了いたします。